

第12回 国立市保育審議会会議録

日 時 平成28年11月1日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階第1・第2会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容 1. 公立保育園民営化ガイドラインの作成について
2. その他

【会長】 それでは、定刻となりましたので、これより第12回の国立市保育審議会を開催いたします。早速ですが、事務局より、本日の配付資料の確認と進め方についてご説明をお願いいたします。

【事務局】 皆様、こんばんは。本日も審議会よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに配付資料について確認をさせていただきます。本日の配付資料でございますけれども、次第の次に、第12回保育審議会、資料ナンバー1といたしまして、ガイドラインの案をご用意させていただいております。こちら、先週10月25日に任意参加で開催いたしました勉強会で、参加いただいた皆様からいただいたご意見を盛り込んで作成しております。その次に、委員の皆様のみの配付になっておりますけれども、その25日の勉強会で使った資料から、修正内容がわかるように、見え消しの形で用意したガイドラインをつくらせていただきました。

それから、資料ナンバー2でございます。新規認可保育園の開設時の職員状況という資料になります。この資料、勉強会の際に、ここ数年で新規開設された2園がどのような状況であったかというところで、知りたいといったご趣旨のご意見がありましたので、法人内の異動ですとか、新規採用なのかとか、そういった区別をした形と、あと経験年数6年を境に、一覧にして作成させていただきました。そういった資料でございます。

それから、資料ナンバー3でございます。公立保育園における職員配置の状況という資料でございます。こちら勉強会の際に、国の配置基準じゃなくて、公立保育園の職員の実態を知りたいというご意見がありましたので、委員のご協力をいただきまして、委員が園長を務める矢川保育園を例につくらせていただいた資料でございます。

それから、委員の皆様に参加資料といたしまして、まず1つが、右肩に委員提供資料と記載しております、委員においてガイドラインの審議に向けてまとめられたもので一覧表の資料が1点。それから、先ほど配付させていただきました、委員からも同様に、各項目の検討を事前に資料として出しておいてあります。タイトルがありませんが、表になったものでございます。

もう一つ、参考資料といたしまして、資料番号の記載がありませんけれども、公立保育園における保育実践の考え方(素案)という資料でございます。今まで委員から、保育のガイドラインを保育士で検討しているというご発言がありましたが、素案ということで、検討中のものをご提供いただきました。こちらを配付させていただいております。それから、先週の勉強会に欠席された方については、勉強会の際に使った資料を別途置かせていただいております。

配付した資料については以上でございます。不足等ありましたら、お申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の進め方について説明させていただきます。前回、11回目の審議において、パブリックコメントでいただいた意見をどう反映するかということでご議論いただいておりますけれども、前回、議論をいただいたご意見を、25日の勉強会でガイドライン案のたたき台ということでお示しさせていただいて、ご参加いただいた方々からご意見をいただきました。その内容を反映させた資料ナンバー1のガイドライン案をもとに、さらに記載事項に追加がないとか、文言についても含めて、全般にわたって最終的な確認をいただければと思っております。

本日の進め方については以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

本日は、今、説明がございましたように、ガイドラインの最終案の確認ということになりますので、さらに、作成していただいた案に加えておきたい内容とか表現方法を変えたほうがいいところなどご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料1について説明をお願いいたします。

【事務局】 引き続きよろしくお願いいたします。資料ナンバー1をごらんください。国立市立保育園民営化ガイドライン（案）でございます。これまで骨子案からいろいろご議論いただいて、検討してまいりましたけれども、その後、勉強会でいろいろ意見をいただいて、そこから主に変更した点をお話しさせていただければと思います。

1ページ目、ガイドラインの目的でございますけれども、こちら骨子案からの文章化を前回の勉強会の際にしたのですが、大分長い文章になりまして、読みにくいということがありましたので、少し体裁をかえております。①、②という形で項目出しをし直したというところでございます。あと、②のガイドラインの目的のところ、尚書きのところですが、市で最初となる市立保育園1園の民営化という表現はわかりにくいということで、そこは公設公営方式から民設民営方式への民営化として市では初めてと、最初というところを、具体的に記載させていただきました。

2ページ目の5（2）運営主体ですけれども、社会福祉法人の注釈を新たに追加しております。

3ページ目に行きますと、（4）基本的条件の⑧、自園調理方式というところ、こちらも前回の審議会でも議論があったんですけれども、委託ではないということを明確にと、勉強会でもご意見いただきましたので、そのことがわかるように注釈をつけさせていただいております。

ガイドラインの4ページに行きまして、一番上の①ですね。前回、市の職員配置基準という記載になっていましたが、注釈では、国の状況というところを記載していますので、こちらでは「国の」ということで修正させていただいております。

5ページ目に行きまして、（6）事業者の選定基準というところで、⑥市立保育園と同水準の職員配置ができることということで、これが前回、出ておりますが、勉強会の際に議論になった点でございますけれども、先ほど、国の配置基準というのがありますが、市の保育園では実態はどうかというところが勉強会で意見が出ました。それで資料3を作成させていただいたところですが、資料3をご覧ください。

資料3でございますけれども、実態を知りたいということでしたので、まず平成27年度ですね、出席児童数、配置職員数、職員一人当たりの児童数を調査させていただきまして、全ての日数を調査する時間はございませんでしたので、毎月1日と15日、2日間を抽出しまして、24日間の抽出で作成させていただいております。なお、休園日については直近の日付でとり直しております。その結果がその表の中でございます。

例えば、0歳児でございますけれども、定員に対して、24日間で出席した児童数の平均が6.17人ということで、その日に配置されていた職員の平均が2.46という見方をいただければと思いま

す。それで、職員一人当たりの児童数は2.51でございますという見方で、0歳児から5歳児に分けて記載しております。それから内数として、加配児童の数も出ささせていただいておりますが、配置職員数には加配の職員の方も入っていますので、そういったところが、一人当たりのところで、数字に大分影響が出ているというのがあります。それから、出席児童数で見えておりますので、定員とは違ったところで数字としては、影響があるのかなと見ております。

それでは、ガイドラインに戻っていただきまして、6ページ、(8)移管のスケジュールのところでございますけれども、勉強会のときに作成させていただいた資料には、5月にいただいた答申で示していたものを記載しておりましたが、期間とか、何か月かかるというところも、答申のものを持ってきて記載しておりましたが、そういった期間についてまでは議論をしてない部分もありましたので、月数については別途とらせていただき、あと、スケジュールに沿って進めますとなっていたんですが、こちらは、民営化移行のプロセスを基本として、子どもの環境の変化に配慮しながら進めますという表記に改めております。

それ以降は、読みにくい部分を読みやすくしたとか、誤字等の修正になります。簡単でございますが資料の説明については以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見をいただきと思いますが、事務局から何かありますか。

【事務局】 すみません、審議に入る前に事務局から提案させていただきます。本日、審議委員より、国立市保育審議会の委員ということで、民営化ガイドラインにおける意見書というのを提出いただきました。通常であれば事前に受けて、決裁行為をした上で、資料配付という形をとるのが通常の形になっておりますが、今日いただきましたので、ご本人から読み上げをしていただくということで考えております。よろしいですか。

【会長】 はい。では、委員、お願いいたします。

【委員】 貴重なお時間いただきましてありがとうございます。行政のルールについて把握していなかったのが、皆様の手元にお配りすることができなくて、また、当日での意見書になってしまったことを深くおわび申し上げます。読まさせていただきます。

日ごろより国立市の保育行政にご尽力いただき感謝申し上げます。また、これまでに開催された審議会の中で意見求められた際、公立保育園保護者代表としての意見を申し上げなければいけないという想いが強く、保護者の方々に相談していない事項について個人としての意見を申し上げることに抵抗があったため、すぐに意見や提案ができなかったことについて深くおわび申し上げます。

昨年末から開催を重ねてきた保育審議会では、様々な項目についてスケジュールどおりに審議が進んでまいりました。しかし、その一方で、並行して行われてきた保護者と国立市との協議では、行政と保護者の間にある溝を埋めることがいまだにできていません。それは、民営化に当たって大切とされる保護者への理解を求めることについて、認識の食い違いから来るものであると考えます。平成21年に国立市は公立保育園2園の民営化を行う計画を示しましたが、保護者、保育士、市民の活動により計画が見直されることとなりました。その際に、公立保育園の民営化においては、平成22年の保育審議会答申にて、公立保育園の民営化については、在園児やその保護者、職員、関係者の声を丁寧に聞き取るなど、十分に配慮がなされる必要があると示されたことから、公立保育園の保護者会では、次に民営化が検討される際には行政との間で話し合いが行われるだろうと考え、対市交渉の場などにおいて、民営化計画が検討されていないかの確認を行ってまいりました。

ところが、今回の保育審議会に民営化の方法やプロセス、ガイドラインについて諮問が出されるまで、保護者会に対して説明や連絡はありませんでした。そして、市が開いた説明会では、庁内での

ように民営化が決定されてきたのか、その際に保護者の意見をどのように吸い上げたかについて説明はなく、国立市の保育課題や今後どのように民営化を進めていくのかということを中心にお話をされていきました。また、市長は市議会において保護者の理解は進んでいると発言されていきましたが、いつどの時点で保護者が民営化について理解を示したと判断したのかという説明はありませんでした。このようなことから、保護者は知らない間に進められてしまったという思いを抱いており、今後の進め方についても、子ども中心で進められていくのか、保護者の声が反映されていくのか不安なのです。

国立市保育審議会答申における、公立保育園民営化に当たってのプロセスは、保護者、市民に周知し理解を得ることが重要である。また、ガイドラインの水準を下回ることがないように、市と事業者はガイドラインを遵守していくことが必要とあります。現在のガイドラインの中には、保護者が見てもわかりやすい、不安を取り除くことができるように、ガイドラインを噛み砕いてわかりやすく、安心保障をしている部分は解説を多く入れる形で示すとともに、このガイドラインは1園のみに適用するものとし、その後は、民営化の検証を必ず行うこと。2園目の民営化を行うことになってしまった場合には、必ず保育審議会にて実証、検証をもとに実施すべきと、本ガイドライン答申内での検討を要望します。

そこで、現在取り組んでいるガイドラインの作成において、以下を提案いたします。1、保護者、市民が読みやすい、わかりやすい表現を用いること。2、保護者の視点に立って読んだとき、今後の保育について安心感を持てるような内容にすること。3、多様な捉え方ができるような言葉については脚注等を用いて丁寧に説明すること。4、本ガイドラインは最初の1園のみに適用するものとし、民営化後には財的・人的効果の検証を必ず行うこと。2園目の民営化については、1園目の検証を保育審議会において行い、効果が実証されてから実施すべきであるということ、本ガイドライン答申に記載すること。

国立市の決めた公立保育園の民営化で、一番の犠牲になるのは子どもたちです。保護者として、子どもたちには環境の変化にも対応できるような強さや柔軟さを持ってほしいと願う一方で、保育士の先生がかわってしまうことによる不安、寂しさ、悲しさ、夜泣き、登園拒否といった行動は民営化後、初めて大人に届くことでしょう。それほど子どもにとって大変負担の多い事業をしようとしているという自覚を、私たち大人、国立市、審議会委員、保護者、市民、これから引き受けようとする民営化園、保育士はしっかりと持ち、また、子供たちに起こる変化を受けとめる覚悟が必要であると思います。

最後の審議会となってしまいましたが、もう一度、公立保育園の民営化の考え方、方法に沿ったガイドラインになっているかどうかの検証を行いながら、慎重な審議をお願いいたします。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。たくさんのお思いがありながら、読み上げてくださってありがとうございました。

具体的に、今日の議論にもしご提案があるとしたら、最後の4つの点ということによろしいのでしょうか。

【委員】 そうですね。

【会長】 もちろん、民営化後の検証ということも、私たちは見守っていかないといけないことだと思うんですけど、今日の審議の議題がガイドラインの策定についてということになっておりますので、その部分で……。ごめんなさい、私は書きとめられなかったのですが、保護者にも市民にもわかりやすい表現でということだったと思います。それから、保護者の視点に立って、安心感が得られるようなガイドラインにしてほしいと。それから、解釈がいろいろなので、脚注など使って丁寧な説明

をしてほしいということ。最後が、本ガイドラインは1園のみに適用されるものであり、民営化後には財的、人的効果の検証を必ず行うということで、2園目の民営化については、1園目の検証を審議会において行い、効果が実証されてから実施すべきであることを本ガイドライン、答申に記載することとあります。

で、委員の皆様、今の1番についてはよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 2点目、安心感が持てるような内容にという、保護者にとって。3点目、言葉の説明。わかりにくい言葉や多様な捉え方ができる語句について、丁寧に解説を入れるということになります。

最後の4点目ですけれども、1園のみに適用するものとし、その検証を必ず行うこと。それから、1園目の検証を保育審議会が行うこと。その効果が実証されてから実施すべきであることをガイドライン答申に記載すると。こちらはいかがでしょうか。

前回出した答申に、事務局で確認していただきたいんですけども、このガイドライン、1園のみにするというのは。

【事務局】 今回の……。

【会長】 あ、ガイドラインの1ページにも書いてありますね。

【事務局】 はい。資料1の2番で、「ガイドラインの目的」の②の下、尚書きで、このガイドラインは、公設公営方式から民設民営方式への民営化として、市で最初に実施される国立市立保育園、1園の民営化に対して適用するものだという記載をさせていただいております。

【会長】 で、この部分については、この表現で大丈夫ですか。

【委員】 はい。

【会長】 で、民営化後の検証についてということなんですが、このガイドラインの策定の目的が、1園の民営化に対して適用するものであるとすれば、それ以降のことは、おそらく最初の答申に出された、必ず検証を行うということがあったと思うんですけど、それは事務局で確認できましたか。

【事務局】 はい。前回の答申が出ている中で、28年5月の保育審議会の答申で、10ページの「行政運営上の効果」という中で、「したがって、公立保育園を民営化した際には、その民営化によって実際にもたらされた財政的効果の規模を事後的にも検証する必要がある」ということで、確認させていただいております。

それと、最後の提言というところを委員からいただいております。提言という、1から5までいただいておりますが、提言3で、子育て支援策充実のための具体的効果の活用ということで、「公立保育園の民営化に伴い生み出された財政的なメリットについては、国立市が抱える保育行政の課題に対応するため、新たな子育て施策の充実のために活用するとともに、将来世代にわたって持続可能なサービスを提供し続けていくために活用し、その効果を検証していくこと」ということで、ご提言をいただいております。事務局としては、今回は1園目の園に対する、民営化に対しての適用するガイドラインというところですので、その効果検証をガイドラインの中に入れるというのはどうかというところがあります。

前回の答申のところ、必ず検証しますということは提言でもいただいておりますし、骨子の中でも出させていただいているところがございます。

【会長】 ありがとうございます。

2園目の民営化ということについては、全く述べられていない。5月の答申に。

【事務局】 1園目の効果検証をした後に、方向性の1、2を検討するというので、答申を出させていただいております。

【会長】 ということだったと思うんですけども、そのようなことを再度ガイドラインに書くべきかどうかということで、委員の方々のご意見はいかがでしょうか。

委員、お願いします。

【委員】 今の答申の表現で、1園目の検証を終えるまで2園目が動き出さないということを示しているのか、並行して2園目も考えながら、1園目の検証を取り入れていくよという表現と捉えられるのか、弱い感じがしたので……。ただ、そのガイドラインの中にこの検証について書くのがそぐわないというのであれば、ガイドラインと別に、後半にもう一回提言を出すという形でも、もし2園目についてしっかり書いていないのであれば、書いたほうがいいかなという気がします。

【会長】 何か、諮問のあった課題にプラスして、こちらから意見書を出すということですか。

【委員】 そうですね。2園目が、次々になってしまうということがないように、きちんと検証を終えてから2園目をスタートするよというふうに答申がとれるのであれば、それでもいいと思うんですけども、その辺のニュアンスがわからないといいますか、きちんと伝えるためには別の文書で……。この会として総意になるかわかりませんが、私としてはそういう思いなので、委員もそういう思いだと思いますけれども、もし皆さんが1園目の検証をしっかりやった後に2園目をとお考えであれば、別の形、残る形で出したいなと思います。

【会長】 いかがでしょうか。

事務局は、そういったものをこちらがつけることは可能ですか。

【事務局】 はい。では、今回の保育審議会諮問事項の3番、公立保育園民営化ガイドラインの作成についてで、4番に、その他公立保育園民営化に必要な事項についてという項目がございますので、ガイドラインの今の素案の8ページになっておりますが、その巻末のところにも今のようなご意見は、提言をいただければと、事務局としては提案させていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

ということは、8番の次に9番をつくって、その他ということで。

【事務局】 9番になるか、提言といいますか、まとめになるかはありますが……。文言については、今ご相談いただければと思います。

【会長】 皆さん、いかがでしょうか。そういった考えが出ましたけれども、ご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、きちんと検証した後に2園目の民営化について検討していただきたいということを審議会から出していくということで。ただ、この検証を審議会が行うかどうかというのは、どうでしょうか。書けますか、そういうことは。

【事務局】 すみません、これまでいただいているように、保護者の方々のご意見という場合について、審議会という形なのか、また別途応募なのか、対象園の方になるのか、その辺は、保育審議会とロックをしないのがいいのかなと思います。

【会長】 では、事務局において、そういう内容を入れるということで一任いただいてよろしいですか。

ありがとうございます。

それではガイドラインの文言等について、今の1番から3番までの、わかりやすい丁寧な安心感の持てる表現かどうかということを確認していきたいと思います。

分けてやっていきましょうか。1ページの1から、2ページの4までですね。5の手法が長いと思いますので、1から4までご意見ございますでしょうか。

【委員】 理念のところですけども、子どもの最善の利益というのはわかるんですけど、これまでも、国立市としての姿勢があらわれる言葉があってもいいのではないかなというふうに思いました。国立市として、何より子どもが大切にされ、心身共に豊かに育つことができるような保育であること。民営化が結果的に子どもにとっていい刺激になったと保護者が感じられることができることというのを、理念に入れるのは難しいでしょうか。

【会長】 委員が本日配付してくださった資料の1番になりますね。いかがでしょうか。ご意見はありますか。

【委員】 このままの文章ではなくて、そこにちょっとつけ加えるというか、1個目の、今ある理念の文章の次に、「その際には」みたいな感じでつなげていけば、書けなくはないですね。

【会長】 いかがですか。

【委員】 他市では理念を上げなかったところもあって、入れたほうがいいのかということで入れたことを覚えています。さらに具体的、わかりやすい言葉でということがありましたので、それだったら、そのほうがいいかなと思います。

【会長】 ほかにご意見ありますか。

「子どもの最善の利益を優先します」に加えて、このままではなく……。私がちょっと気になったのは、保護者が感じることができるというところが、子どもが中心で、子どもが真ん中というのに、保護者目線での利益になったらまずいのではないかという気がしたので、「保護者も」だったらいいんですけど、何となく……。

【委員】 でも、子ども自身がよい刺激になったなど感じるということは、ちょっと違うかもしれない。「よい刺激になった」を入れようとする、どうしても保護者目線か、保育士目線になりますね。

【委員】 そうですね。「大人が」と。

【委員】 そうです。「大人が」と。

【委員】 保護者だけではなくて、職員もやっぱりそう感じてあげたらいい……。見守っていくんですものね。ずっとその職員が。

【会長】 子どもも含めて、市民にしますか。

【委員】 保護者も市民です。

【委員】 そうですね。

【委員】 では、子どもじゃなくて、子どもたちとかにして、そちらももうちょっと広げるというか。

【委員】 刺激が、ここに入る言葉としてはちょっと……。

【委員】 よい経験が一番……。

【委員】 これは前回の勉強会でやっておくべき話ですし、いや、気持ちはわかります。文章で幾らこういうのを書いても、実質、どんな選定をするかは、あまりここに時間を割いてもという思いはあります。先ほど職員配置の数とか、そこで決まってくるので、私は書くなというのじゃない、ばんばん幾らでも書いていいですが、例えば、これを10ページ書いたところで、民営化の実態は変わらないので、むしろ別のところで労力をもっと使って、最後に……。私は、これはぜひ入れるべきだと思いますけど。

残念なことに、これが1ページ、2ページあっても、結局、民営化はしちゃうので。

【会長】 いかがでしょうか。文言を少し考えて、できればこういった内容も入れてほしいということでもよろしいですか。はい。

ガイドラインの目的以降、4番まで大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。できれば、実質的に

……。

【委員】 すみません、4番まであるんですけど、さっき委員がおっしゃったように、今意見してしまうと長くなってしまうので、先に職員のこととかやっただいて、残ったら意見をさせていただくというのは難しいでしょうか。

【会長】 わかりました。要は、項目に切らないで、どうしてもというところからご意見をどんどんいただくのがいいですかね。

【委員】 はい。

【会長】 では、全体で、どうしてもここが一番重要であるので変えてほしいというところから、順にご意見をいただければと思います。

【委員】 すみません、よろしいですか。5の(3)の、事業者募集方法のところなんですけれども、前回の勉強会でも申し上げた点で、よい文章を私も書けなかったもので、私がつくった加筆訂正案みたいなのところにも書いていないんですけども、どのタイミングで保護者が募集要項の周辺にかかわるのかというのを書いてあったほうがいいかなと思ひまして、今までの考え方でいくと、事業者選定委員会は、募集要項があつて、公募が終わつて、事業者が決まつたときに事業者選定……。ごめんなさい、事業者選定委員会が募集要項をつくるわけではない。市がつくつて、選定委員会が立ち上がりというふうな形だつたと思うんですけども、選定をする人が募集要項も作つたほうがいいのではないかと思つたので、その辺をちゃんと書いてはいないんですけども、ほかの市でそういったところがあつたので、書いてもいいのかなという気がしました。

保護者がかかわるといふことが1点目と、事業者選定委員会が募集要項の作成にかかわるのかどうかという、募集要項を市だけがつくるのかというところを明らかにしていきたいと思ひます。

【会長】 最後の2行ですかね。

【委員】 そうですね。

【会長】 市が作成し、公開するのは、市が作成主体だとしても、どのように市以外がかかわるのかという。

【委員】 そうです。例えば日野市だと、公募要領は保護者と協議するとともに、学識経験者の意見を取り入れて作成しますといった形で書いてあるんですね。最大限考慮しますというのと最終的には同じかもしれないんですけども、公募要領を、例えば皆さんこういった審議会みたいなもので守秘義務を持って、市以外の、市民とか保護者が見ながらつくっていく形式なのか、この審議会の後に例えばガイドライン説明会みたいなものがある、そこで皆さんから伺つた意見を聞いて、市がつくつてというふうになつていくのか、募集要項の文言とか募集要項に加点される審査の内容とか、そういった表をつくる場所に市以外の人がかかわるのかなというのがわからなかつたので、そこを明らかにしてほしいと思ひました。

済みません、わかりにくくて。

【委員】 つまり、「最大限考慮します」の最大限を、具体的に方策を書くことがいいということですね。

【委員】 そうですね。入るのか入らないのか、そういったことを。

【委員】 事務局はいかがでしょうか。どの程度具体的に書けますか。

【事務局】 一つよろしいですか。前回、勉強会のとき少し議論があつたと思うんですが、募集に際してはいろんな期間を定めて、こういう条件で募集いたしますと。そこが事前に、募集者に全部伝えてしまう……。あまり条件を、平等に一定期間で募集するので、それを事前に全てを明確にしてしまうことは、募集の平等性が保たれない、そんな議論ではないかなということなんです。そういうこ

とを少し危惧されるというか……。

【委員】 そういうお考えでしたら、例えば募集要項作成に当たっては、ガイドラインをもとに事前に保護者からご意見を伺い、それをもとに市が作成しますみたいな、市が作成するところには保護者はノータッチなんですということを書いておかないと、つくった要項に対して何か言いたいという人が出てきたときに、困るのではないかなと思います。

【委員】 事前に勉強会みたいなことですか。

【委員】 そうですね。

【委員】 この後、どういう予定なのか、ちょっとつかめていないので。

【委員】 これは脚注レベルでも少し具体化して書くことがいいと思うのは、今回の保育園の民営化計画の発表のタイミングが、だまし討ちされた的なところ——実際そういうところもあると思うんですけど、これもそういうふうにとられるとよくないわけです。例えば脚注に、事前に少なくとも勉強会を開いて、国立市素案を出す。いろいろあるでしょうから、他市の例を見せて、こういう方向でつくるんだと思うんですけど、他市の例を見て、足りないところがあったら、今の段階で言ってくださいという形にすれば、国立素案は見せなくて……。隠すつもりはないですよ。オフィシャルでわかるので、そういう形で……。

【事務局】 基本的に自治体でやってるようなものが、まずベースであって、これをベースに市は募集要項をつくるんですよ。そういう意味では、ご意見を聞くっていうのは可能だと思います。

【委員】 そういう形にして、で、ちゃんと保護者の方はそれに本当に出ると。さっき委員が涙ながらの意見書を読み上げて、私もぐぐっときましたけど、パブリックコメントも、はっきり言って傍聴の方、保護者の関係者、12名しか来てないし、9月17日土曜日に説明会をしたときも、市の職員が6名、審議会は6名出て、保護者さんは10人しか来ないんですよ。やっぱりこれは当事者として問題があって、後からそう言うのは、ユーザーとしても市民としてもやや無責任という、言葉は語弊がありますが、もっと出ていただいて、今こういう形で事前に勉強会をやるので、そこに大挙してうわーっということをする、こっちは今度、隠れちゃうので、出てきていただくというのは筋かなという気はします。

市の職員は土曜日の午前中に来ているわけですね。審議会の人も土曜日の午前中に来て、謝金は発生しているのですか。してないですよ。そこで保護者が10名というのはやっぱりあれで、もちろん足りないところはあると思いますし、昔の答申との齟齬はありますよね。しっかりやらないといけないものを、諮問からして民営化しますという話だったので、それはわかりますが、反対運動をするべきだと言っているのではなくて、そういう場にたくさん来ていただくほかないので、この後も募集要項の同じ議論をしっかりと、こういうところは先に言ってほしいというのは、委員を通じてぜひ皆さん、保護者に近いところからみんなでやっていきたいと思うので、よろしく願います。私は関係ないですけど。すいません。

【会長】 では、今のところは脚注をつけて、できるだけ具体的にきちんと、保護者の意見を伺う場を設けるということを入れさせていただくということによろしいですか。

ほかにいかがですか。

【委員】 もう一つよろしいですか。募集条件についてなんですけれども、これは実質的な審議とはちょっと違うかもしれないんですけども、さっき委員の意見書の中にもあった、このガイドラインを遵守するという事業者、市が遵守していくんだということが、このガイドラインの中にそういった表現が今ないので、募集条件のところに例えば、「事業者は民間移行後も、当募集条件及び選考過程の中で履行を約束した事項について遵守することを約束します」みたいな表現を、募集条件のところ

に入れられないかなと……。募集条件の運営全般の前に、募集条件の前文というか、そういった形で、ここに書いてあることと選考過程で約束したことについて必ず守りますという文章を、一文ここに入れたいなというふうに思います。

【会長】 基本的条件ですか。

【委員】 ⑤とはちょっと違うということですね。ここに書かれている、3ページの上から4つ目。

【会長】 関係法令……。

【委員】 整備運営、これは始まっちゃってからの話だから、そこと、今おっしゃったことは若干違う。

【委員】 ああ、そうですね。法律とかっていうのももちろんそうなんですけれども、選考委員会で約束したことや、このガイドライン・募集要項でこれを守ってくださいというふうにした、例えば保育の継承であるとか、いろいろな内容があると思うんですけれども、そういったことを遵守してくださいねということ、遵守してくれることが条件ですよということで書けないかなと思ひまして。

【委員】 それは応募するときに？

【委員】 応募以降、運営するときに。府中市にそういった文章が入っていたので、国立市でも入れられないかなと思ひまして。

【会長】 これは、民営化後の取り組みのところで、第三者評価を受けることは書いてあるけれども、ちゃんと履行しているかどうかということ、遵守してるかどうかということ由市がチェックすることもできますね。

【委員】 そうですね。募集のところではなくて、確認・点検のところ……。そうですね。約束事項の履行や、募集要項にあったものがちゃんと遵守されてるかということ。そちらでも大丈夫。

【委員】 確認のほうがいいかもしれないですね。確認は後で、やる前に守ることという。

【委員】 約束？

【委員】 絶対やってくださいということですかね。

【会長】 これはやった後の点検？

【委員】 私が提出した資料の3ページの真ん中あたりに府中市の文言が全部書いてあるので、それを見ていただくと、これは募集条件のところに書いてあったものなんですけれども、府中市の……。

【会長】 でも、主語は市ですよ。遵守させることとし、というのは。

【委員】 これはそうなんです。そうすると募集条件も変ですかね。

【会長】 募集条件の前提かな。

【委員】 そうなんですけど。

【会長】 何々することというのが、社会福祉法人に求めることがいろいろ書かれているので、市がすべきことは、それを遵守させることとなるので、この一項目だとおかしい感じがしますね。

【委員】 そうですね。わかりました。全体通してすべてということですね。ガイドラインすべて。では、ここではなくて、どこかに何か、これを必ず守ってほしいということを入れたかったので、提案だけしておきます。

【委員】 僕の理解が悪いのか、当たり前がするんですけどね。わざわざ書く必要があるのかという。それを最低条件として募集をかけてるんじゃないのかなと思うところで、要るのかなと。あってもいいけど、なくてもいいというか、それはそうだろうという言い方がいいのかどうか、下品なんですけど、そんな気がするんですけど。

【委員】 おっしゃるとおりですね。あえて入れるなら、当たり前なんですけど、8ページの最後の、市の確認・点検・支援がいいのではないかと。(2)市の確認・点検支援。市は園の運営や保育内

容について定期的に確認を行うとともに、必要に応じて指導及び監督を行いますとあるので、ここに入れるのであれば、入れてもいいし、でも、委員がおっしゃったとおり、ここに入ってる感じはしますよね。定期的に確認するというのは、ちゃんと事前の契約のときの、やっていますよね。

【委員】 それで条件だよねっていうことだと思うんですけどね。

【委員】 そうですね。では、それで。

【委員】 でも、とにかく安心の保障というのであれば、やっぱりここにも脚注をつけて、契約時の内容をちゃんと見ますと。定期的に確認の中に入ってますよと。とにかく盛り込む方向であれば、それが少しでも、当たり前ですからやりますと書くのであれば、8ページで脚注に書くというのはいかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 では、8ページの(2)の市の点検のところに、このガイドライン及び募集要項の条件に沿っているかどうかということも、市がきちんと確認を行うという、脚注をつけていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

【委員】 もう一つ、いいですか。見え消し修正版で5ページなんですけれども、プロポーザル方式により実施することとし、その審査過程については原則公開としますとあるんですけれども、他市では、選考の過程をもう少し詳しく記述してあるものがありまして、例えば一次選考、書類について、公開・非公開といった記述がない。二次選考について、ヒアリング実地調査等について、するとかしないとか、しないことはないと思うんですけれども、記述がないということで、どのような審査を通過した事業者が運営を請け負うのかということと保護者の関心の高いところだと思うので、このことのやり方を事業者選定委員会で決めるんですというふうに言われてしまうかもしれないんですけれども、当審議会においてこのような審査は少なくとも必要ということを示したいと思います。

例えば、一次審査として、提出書類の審査。二次審査として、ヒアリングや現に運営する保育所の実地調査。プレゼンテーション、プロポーザルみたいな形をとるといったことですね。あと、例えば一次審査については、書類審査については非公開ですが、ヒアリングとかプロポーザルのプレゼンテーションは公開であるとか、いろいろな項目を経て選ばれていくんだという過程を、これもまた脚注でもいいと思うんですけれども、このような過程を想定していますという形で書いていただけないかなと思います。

【会長】 それを入れるとしたら、原則、公開のところですかね。審査過程については……。

【委員】 審査過程ですかね。

【会長】 審査過程のところ。

【委員】 でも、選考方法でいきなりプロポーザルと来ると、書類選考とか入らなくなっちゃうんですかね。そうすると。

【委員】 よろしいですか。すごくいい提案だと思いました。これは脚注ではなくて、文章に書くべきかと思うんです。プロポーザル方式により実施すると。で、その内訳というか、内容としては書類審査云々があつてという、確かに書くべきですね。ただ、公開・非公開は、縛っちゃうので、どうなんですか。

【委員】 書かないのがいいですかね。

【委員】 それについては、審査過程の公開……。原則、公開なんだけれども、それに関しては選定委員会で決めるぐらいにしてあげてもいいかもしれません。確かに、プロポーザル方式により実施する。もうちょっと要りますよね。おっしゃるとおりで、私はぜひ入れたらいいかと思いますけれど、

どういふものを想定してゐるんですか。市の事務局としては、書類審査と…。

【会長】 ヒアリング。実地調査。

【事務局】 大体、一次審査の書類選考、書類審査で、あと現状、そこにちゃんと建設できるかどうかという話もありますので、実績のある法人さんの、場所を見に行くということですかね。

【会長】 現地調査という。

【委員】 プロポーザル方式により実施する、その中で、文章はあれですので、どういふものがあるか、例えば書類審査……。

【会長】 実地調査。ヒアリング。

【委員】 等とすればいいんですね。等の過程を経るものとする。で、原則、公開とするぐらいで、どうですか。

【会長】 財務諸表は……。

【委員】 書類審査に入りますね。

【会長】 専門家からの意見という。

【委員】 書類審査、財務諸表はしますよね。

【委員】 全然入ってない。

【会長】 では、入れて。

【委員】 当然、書くのがいいんじゃないですか。今のは、すごくいい提案ですね。

【会長】 では、今の内容について加筆していただくということで。

【委員】 はい。

【会長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 もう一つよろしいですか。6月21日の、ガイドライン作成に当たって留意すべき事項という、勉強会があったと思うんですけども、そこで作成された資料の中に、事業者の理念・特色を生かした保育サービスの向上。公立保育園の保育を引き継ぎながらも、利用者の声を大切にして、事業者の理念や特色を生かした工夫・改善により保育サービスの向上を図る必要があるというのが答申にあって、これをガイドラインに盛り込むべき内容ではないかというふうに書いてあったんですけども、特に本ガイドラインではそのような触れ方はされていません。

で、入れるとしたら、保育内容の継承のところかなと思ったんですけど、継承といいながら、特色を生かしたと書くと、変ですね。見え消しの修正版の7ページの「引き継ぎ、保育内容の継承」というところの文章が少しわかりにくいなと感じまして。

また、三者協議会等において、保護者と十分に意見交換する中で、「出された意見については行事等に反映します」って、何を出されてどう反映するか、意味がわからないので、これはもしかして新しい事業者さんのやり方で、こんな運動会にしましょうと行って、皆さんがよいと言ったら、新しく行事等に反映されていくということをあらわして、このガイドライン勉強会のときのことを言っているのかもしれないなと思ったんですけども、事業者の理念、特色を生かして保育サービスが向上していくというようなことがあることを、どこかに入れたいなと思ったんですけども。

それは継承じゃないですよ。どこに入れたらいいんですかね。

【会長】 「その継承及び発展」とか、タイトルにして、引き継ぐところもありながら、より展開が期待できるようにしたいという感じですかね。

【委員】 そういう項目はなかったですよ。このガイドラインに。事業者の特色を生かすということを書いていなかったように思うので、どこかに入れることがいいと思うんですけど。

でも、選定基準の3番に「保育の質の維持向上に取り組むことができる事業者であること」という

があるので、ここに入っているということでもよろしいでしょうか。事業者の理念の特色といった言葉がここには入っていないんですけども……。

【会長】 「保育の質の」ですね。これ。

【委員】 「質を」じゃないですね。

【会長】 質の維持向上。

【委員】 ここに「事業者の理念、特色を生かした工夫改善により」と、この3番に入れてしまうと、そのことは保育の継承よりも上に来てしまう。保育の継承が上だと思ってしまうんですけども、ここには入れないのがいいですかね。

【会長】 いかがでしょうか。皆様のご意見。

委員からのご提案が、5ページの6の③の、市立保育園の保育水準を満たすところに、というところですね。満たしつつ、その事業者の理念・特色を生かした工夫改善により、保育の質の維持向上に取り組むことができる……。ここに入れるか……。

【委員】 保育の継承のところに、先ほどおっしゃったように入れるか。

【会長】 同じような文言を、1文目と2文目の間に入れればいいですかね。「また」という。1番目は、とにかく、一定の保育内容は継承していくということなので、一定のものは引き継ぎつつ、その後、特色のあるところで、改善していけるところは、よりよく改善するといったことですね。いかがいたしましょうか。

【委員】 選ぶときに、すごい特色がありますということ、例えば、はっきりすることが必要かどうかみたいな話になってくるわけですね。その(6)の選定基準に入れるとしたら。

【委員】 では、入れないで、継承のほうがいい。

【委員】 そこが難しく、継承もするけど、うちはこんな特色もありますよといってくるのがどれぐらい子どもやお母さんにとってプラスになっていくのか。お母さんというか、保護者の方たちにとってそこらへんをどこまで書くかというのは、とにかく一方的に継承だけしろということではもちろんないと思うんですね。ただ、逆に特色と言い過ぎると、例えば英語をやりますとか、今どきのそういうことがどこまで入ってきちゃうかというのは難しいですね。ただ、選定するときには、みんなはどっちということはないですけど……。

【委員】 最初は、公立保育園の保育の内容を、保護者もその保育で何年間もやってきていることなので、急に変えることはないで、それをまず継承する。だから、この部分に、保護者と十分に話しながら徐々にしていくということが書かれているので、すぐというふうなことは……。何年間かしてというふうに、私としては思っていたので。

【委員】 私も思っていた。

【委員】 なので、それは新しく始まった事業所と保護者の中で一緒に話し合っ、よりよいものといったらあれですが、ものになっていくことは、ここで示されているぐらいが……。最初は継承が大切だから、子どもの不安、保護者の心配とかも、安心ということを見ると、まずは継承していただくということで……。全くしないことがないことは、行事等で反映しますと出てるので、変わっていかないということは言わないってことは、あのとき話してましたので……。

【委員】 出された意見というのが、誰から何のために出された意見かが明記されていないので、事業者が変えたいといったから変えるのか、保護者が変えたいといったから変えるとか、そういったことがここには何も書いていないので、ちょっと足りないかなという気はしたんですけども、このぐらいの書き方がよいというのであれば……。と感じたんですけど。

【委員】 でも、十分に意見する中で出されたといったら、保護者から出された、保育園から出さ

れたという、どっちでもいえますよね。これは。「十分に」があるので。

【会長】 意見交換だから、どちらかが強くてもあまり好ましくないなっていう。

【委員】 これで十分伝わっているんじゃない。具体的に始まれば、事業者も特色を出さざるを得ないというか、当然こういうことをうちはできますよと。これまでやってなかったけど、どうですかというのは、普通にいくとは思うんですけれど。

【委員】 わかりました。

【委員】 いや、いろいろ言葉について議論をし始めていっちゃうわけですけど、委員から出されて、これは私は重要な点が見えて、こういうところにこだわってきたら、2枚目、上から3つ目の基本的条件。⑨と出してあって、移管保育園の運営を円滑に行うため、民営化後の園長は国立市園長会に参加し連携することとあって、こういうところが非常に重要な気がして、すみません、国立市園長会というのは、全園、今のところ来ているんですよ。

【委員】 来ています。

【委員】 これは当然と思うんですけど、場合によってはそういうのは参加しないという、強烈なところを持ってくると困るので、これは私、言ったほうがいいと思います。特色云々の言葉が、若干私は、すみませんが、こういうところは外せない気はしますけど。特色もそれは大事だと思うけど。

【会長】 ここを入れるとしたら、3ページの基本的条件の中の1項目として入れるということですね。

【委員】 どこですか。

【会長】 3ページの基本的条件の。

【委員】 ⑩ですか。

【会長】 ⑩。いかがでしょうか。

【委員】 お伺いしたいんですが、この園長会的な連携にあえて参加しないような私立保育園さんは、国立市の場合にはそうじゃなくても、動向としてあるんですか。企業経営だと、そういうのにあえて行かないみたいな。

【委員】 大きなところだとあるかと思いますが。国立の場合にはそんなに大きくないので、私立園の数が少ないし、そんなに私立園同士がライバルという感じでもなく、今まではふわっとした感じで、仲よく、いろいろな情報交換や何かをやっておりましたので、入らないとか、そういうところは今のところはありませんでした。だけど、場所によっては、何十園とある大きなところ、八王子なんかは何十園もあると思いますので、それぞれの考え方も違う方もたくさんいらっしゃると思いますので、そのところでは幾つかに分かれているということは聞いたことはありますけれども、国立の場合には今のところ穏やかにやっています。

【委員】 であれば、そこに、冷たくはないかもしれませんが、違うのが入ってくると……。

【委員】 冷たくないですよ。

【委員】 いや、いい意味での園長会があるところに、そうではないところが来ると困るので、条件に、やや強い縛りかもしれませんが、そこは入れるべきだという気は私はしますが、皆さんいかがですか。

【会長】 よろしいでしょうか。条件の⑩に、園長会の参加を入れるという。

【委員】 よろしくお願ひします。

すみません、確認させていただきたいんですが、お伺いしたいんですが、プロポーザルを出して来る、手を挙げてくる個々の事業者さんが、これを見てどういうものかわからないときに確約できないと困るので、園長会は例えばどういったものですか。定期的に会合してる委員にお伺いしたいんです

が、国立市園長会は定期的に会合を行っている。

【委員】 月に1回です。

【委員】 それ以外に何か。逆に、どういうものかわからないと事業者が約束できるかわからないという、質問が来ると思うんです。大体月に1回会合をやっていて……。

【委員】 そうですね。月に1回、市役所の会議室をお借りして、行政の方もいろいろ出てください、行政の情報も色々教えてくださいということですので、園にとってもすごくいいことだと思いますけれど。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

【委員】 ちょっといいですか。私はどちらかという幼稚園側の組織の中でやってきたんですけども、保育園も市内だけでなく、例えばブロック、東京、全国とあるわけですか。

【委員】 東京や何かは入ってますね。ほとんどの園が入ってますので、園長会の中から民保協の代表みたいな人を一人出して、そちらの活動をしながら、そちらの情報を園長会で報告していただくという形になってますけれど。

【委員】 それまで広げないでいいのかなと、ちらっと……。公の組織ですよ。

【委員】 そうですね。

【委員】 行政の組織ではなくても。幼稚園なんかだと、そこから意見が合わないと東京都から脱退するとかということはあるんです。東京都の例えば私立幼稚園協会とか、そういうところから脱退して、我が道を行くということもあるんですけれど。

【委員】 それは、その園の考え方になっちゃうんじゃないでしょうか。そこまで行けば。

【委員】 そういうところに入っていると、情報的にはいろいろ入ってくると。

【委員】 そうですね。

【委員】 ありがとうございました。

【会長】 市の私立園長会という表記でよろしいですか。はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。

【委員】 いいですか。合同保育の実施のところで、「合同保育は、移管後の担任予定者を配置し」とあるんですけれども、合同保育期間に、可能であれば、そこに「移管後の管理予定者と市が指定する職員、(施設長、調理人等)」というふうにできないですか。合同保育の間に担任だけが来るのではなくて、施設のさまざまな職員が保育をしながら引き継ぎをするというイメージだと、そこにそれを入れたほうがいいかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

【会長】 7ページの(3)合同保育実施の真ん中の段落ですか。移管後の担任予定者だけではなく……。

【委員】 例えば、施設長とか調理員とか、それから、ほかにどのような職員の方が合同保育に入ったほうがいいかわからないんですけれども、調理員さんなんか、とても大切な位置づけで考えられていて、自園調理を細かく書くことまで決めたので、そういった方は4月からでいいというのではなくて、ただの器具や調理方法の引き継ぎではなく、子供と一緒に食べたりするところの引き継ぎをしていただけたらと思うので、担任予定者と市が指定する職員といった形で書いていただいて、その指定は何かというのはもうちょっと緩やかに考えていただければいいと思うんですけれども、そういうふうにしていただけるといいかなと思います。

【会長】 それは市が指定する。

【委員】 誰が……。三者協議会……。誰が指定しましたっけ。三者協議会という事業者が入ってしまうので、事業者が指定するわけではないですが。

【委員】 新たな事業所の職員の方がということですよね。

【委員】 はい。

【委員】 だから、見ていたところでも、施設長とその主たる人が、それは毎日ではなくて、時折様子を見に来るといようなことはしていたと思いますね、すずのき台保育園のときでしたけど。なので、この移管後の担任予定者の配置というのは、ほとんど一緒に保育するという形でしょうけれど、それ以外に要所で行事の様子を見に来るとか、会議の様子とか、どのようにしているのかということ、園長、主任が見に来るといことは必要だと思いますね。その、人とか時期というのは、三者協議の……。

【会長】 そうですね。具体的にはね。

【委員】 より安心できるような形でという。確かに担任だけでは、予定者だけではないと思います。

【会長】 移管後の担任予定者を含む職員。

【委員】 全職員。全職員というのは言い過ぎですかね。なるべく多くの職員ということですね。

【委員】 そうですね。保育士さんだけではなくという意味ですね。

【委員】 それは毎日来てもらおう？

【委員】 というわけじゃなくてもいいかもしれない。

【委員】 いや、わかんないですけど、調理の方だと、毎日とかできるんですかね。

【委員】 移管後の保育園は、例えば、新たに雇用するという人が来ることはできると思うんですけど、運営してる人を連れてくることは、その園が滞ってしまうので、余裕があるときに来てもらおうとか、大きな会議を開いて、ともにするとか……。

【委員】 であれば、文章を区切るなりして、担任予定者を配置、これは毎日というか、基本、常勤職員と同じ扱いだと。これも脚注でもいいんですけど、あるいは文章に書いて、それで、これに限らず、施設長、主任、調理員、栄養士、看護師も、移管前の保育の様子、子どもたちの様子を見る機会を設けると。三者協議会が調査を指定する側というのでいかがですか。

【会長】 では、それは脚注で詳しく書いていただくということで。

【委員】 いや、調理員云々は、本文に掲げたほうがいいんじゃないですか。

【会長】 その三者協議が決めるというのが脚注にあると。

【委員】 お任せします。

【会長】 「配置する」で切ってしまうと、一文を入れて、両方にかかりますよね。スムーズに引き継ぎするとかいうこと、様子を把握したりというのは、本文に両方入れるということで……。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 前回の勉強会で随分感情的になって、この数字が出ないなら保育の質の担保にならないじゃないかと、強く言って、それを短い間にしっかり市の方が全部データを検証していただいて、傍聴の方経由で保護者の皆さんにお伝えしたいのは、資料の3番の話をさせていただこうかと思っているんですが、私は経済学者で数字が好きなんですけど、理念もすごい大事で、理念を実地化するために数字を見る必要があって、最初は審議会の過程で、第12回になってようやく出てきましたけど、最初のほうで、市の事務局からも出していただくべき数字だったと思いますし、我々もこの辺を軸にもっと議論をするべきだったかなと思いますけど、最後に何とか、お忙しい中に出していただいて、非常に感謝します。しっかり仕事をしていただいていると、本当にそうなんですけど、これ、かばっているのではなくて、ぜひ傍聴の方も、市は、ずるいことをしているんじゃないかと、そういうことはなくて、しっかり数字を出してもらっている。

さて、これは何に関係するかと申しますと、まずガイドライン案、5ページですね。見え消しでないガイドラインの5ページ、(6)事業者の選定基準。5ページの(6)③と⑥に関連するかと思います。③市立保育園の保育水準を満たし、保育の質の維持向上に取り組むことができる事業者であること。⑥市立保育園と同水準の職員配置ができることとあります。これを文字通り解釈してしまいますと、いわゆる国の1対30とか、ああいった基準になってしまうので、ほんとうはそこじゃなくて、実態的にどういう運用を今の公立保育園さんでしているのかというのを見た上で、それで縛るわけにはいきませんが、参考にしつつ、移管後にどうなっているのか見るということで、資料3番をつくっていただきました。ありがとうございます。お疲れさまです。

これは矢川保育園さんの、これは委員さん、園長さんが出したというので、矢川保育園の例が出てくるということです。この資料だけ出ると、矢川保育園も民営化のターゲットにしてるとか、そういう誤解をなさんと困るので、傍聴の方に申し上げますが、これ、委員が矢川保育園の園長だからということですので。

それで、後でまた委員からも補足があればしていただきたいと思うんですけど、私から説明していいですね。矢川保育園の定員、これはクラスの名簿ということです。0歳児が8人、1歳児が15人、2歳児クラスが18人となっていると。それに対してこのように年間24日間、もちろん全300日ぐらいを調査するべきだという方もいらっしゃるかもしれませんが、時間的な制約で24日、このような形で抽出して、平均値をとってもらったと。定員8人。例えば0歳児は8人いますから、全員がいつも出席するわけではないし、0歳児は、私も自分の息子は毎週、大体風邪を引いていましたので0歳のころは。出席は6.17平均ということでした。それに対して職員配置数、これは規定ではなくて、いわゆるタイムカードベースといいますが、勤務表ベースで計算していただく数字でよろしいですね。

【委員】 はい。

【委員】 そこで何人その時間にいたかという、非常にこれはいい数字です。つまりこれは常勤の職員さんだけでなく、その部屋にいた嘱託さん……。

【委員】 そうです。臨時職員さんも。

【委員】 臨時職員さんも併せての数字と。で、2.46人ということですので、現場ではどうなっていたかを見ると、6.17を2.46で割るという数字ですね。そうするとこれが2.5人。つまり、いわゆる先生、職位は問わず先生といわれる方に対してお子さんが2.51人いたということです。これは実地の数字かなと思いますので、参考にしたい。

で、下のほうになると少し事情が変わってくるので、やや注意して見たいと思います。例えば5歳児クラスが、一番下の行に行きますけども、平均、職員一人当たり児童数、10.23というのをごらんいただけるかと思います。つまり、先生1人当たりのお子さんが10.23人だと。かなり手厚じゃないかと。一番右下の数字が30対1。つまり国の配置基準であれば、30人のお子さんに対して1人の先生ということになってますが、実態は一人の先生につき子供が10人ということであると。

ただ、数字がひとり歩きするとよくないので、もう一回これを計算し直していただくのがいいかと思いますが、加配児童さんというのがいまして、5歳児クラスでいえば、出席した児童さんが平均で18.75名ということですが、その中に加配児童ということで、0.92人。つまり、お1人いらしたんですね。お1人いらして、その方が毎日来てるわけではないので、平均という形にすると0.9人。それに対して、加配の保育士さんが1人ついてるということですから、ざっくり計算で、これ計算し直してもらいますけど、今5歳児クラスの配置職員数は1.83人とありますね。この中には、今申し上げた加配児童さんに専属で、1対1でついてる方がいますので、大体ですけど、この1.83人とい

うのは、もし加配児童さんがいない場合……。いない場合というのは若干使いづらい表現ですけども、場合には、0.9ぐらいになる数字です。ですから、大体ですけど、5歳児クラスですと定員が24人で、出席が大体18人。もし加配児童を除けば18人弱。それに対して職員さんは0.9人ぐらいですから、職員一人当たりの児童数は、今のところ10.23人と、この計算ではありますけど、おおよその計算で、20人ぐらいになるのではないかという感じになります。

その数字も一回出していただいて、私の提案は、この数字を必ず移管後も守ることを要求するのはちょっと行き過ぎなんですけど、はっきりガイドラインに書いていますから、市立保育園と同水準の職員配置がありますから、同一水準というのは三者協議の解釈次第ですけども、この数字、あるいは加配さんがいない場合の数字をもう一回計算していただいて、ガイドラインの参考資料としてぜひつけていただきたいというか、それはこの審議会で決めちゃっていいと思いますけど、それを提案します。いかがでしょうか。

資料について、すみません、先生から、もしあれば……。

【委員】 0歳児以外に、2歳児から5歳児まで、1ないし2の加配のお子さんがありますので、プラス1で全て行っております。ただ、たまたま行事のとき……。日にちが1と15となってきたので、行事のときもあったり、たまたま体調が悪くて子どもが少ないときもあったりとかというのが、平均という点では確かに何日もとっていないので、偏っているところはあると思いますが。あと、土曜日がちょっと入ったところもありましたので。

【委員】 今でお伺いすると、出席児童数をその場にいた職員数で割るのではなく、配られたクラスの名簿に書いてある、8、15、18、20、22、24、これを現場にいた人で割るのがフェアかもしれないですね。お休みしたら、確かに子供と職員の比率はよくなるので、名簿の8、15、18を現場にいた職員さんの数で割るというのがいいかもしれません。

【委員】 ただ、加配の児童数はちゃんと、いるいないで入れましたので。そのとき休みだったら減っていますし。

【委員】 済みません、加配の子どもが休んだときには、職員は入れないですか。

【委員】 必ずしも入れないということではない。1人お休みでも、そのクラスには気になるお子さんがほかにもいますから、確実に、例えば1人その子が、対象のお子さんがお休みでも、抜くということではなく、います。もちろん抜くときもあります。

【会長】 ほかに。

【委員】 現在、私立ではどんなになってるか、数字は必要ないですか。私立での状態は。これは公立でということですね。

【会長】 公立の1つの園ですね、これは。

それで、私は、基本的条件のところの1番に、受け入れ月齢及び定員構成を継承することとあるので、この園であればこの資料でいいと思うんですけども、そうじゃない場合は、例えば4歳児さんが22人で5歳児が24人だったら、30対1の関係でいうと、30対1になり得ないですね。どう計算しても。30人いないのに、そこに先生が1人いたら、24対1のまま。マックスでも。となってしまうので、果たしてそんなに参考になる資料なのか、私はちょっと疑問に思います。

例えば、これは今回の審議会の参考資料として、対象園の前年度の配置表を基準に、業者にはそれを参考資料としてお渡しするということはできるかなと思うんですけども。

【委員】 参考の目安でよろしいかと思います。

【委員】 この国基準が30対1ということ……。今、そのお話があったと思うんですけど、国立では定員として24と22と、22と20というところもあるんですけども、去年、国立市の

私立の保育園の定員数を見ても、私の見た保育園の写したものは、ほとんど20人前後の幼児になっているんですね。30人、もしかしたらいるのかもしれませんが、定員としては、例えば和光保育園さんが108人となっていた。5歳が22人で、4歳が22人という、この私の写したものになっているんですね。ということは、国立でそのように、公立のほうが30対1ではなく、22人、24人ぐらいで定員です。基準ではなく、定員という形でしているという、それは民間のほうにも反映されているのかなと思うんですけど、どうして言ったかといいますと、国立市の保育水準を守っていくところを出した人数なんですけど。

【会長】　　ということは、ガイドラインについてはどのようにすべきとお考えですか。

【委員】　　ガイドラインについては、この間の話だと、国基準が載ってたんですね。で、国立ではそうじゃなくて、22人とか24人ですよということをお話ししたんですが、実際に30対1が国基準であっても、国立市の中では公立はこんなふうにされてるし、実際、私立の保育園も30対1ということではしていないということは、市としてその定数を守ってきたからそれが反映されたのかなと思ったので、国基準は国基準であっても、国立市の保育は、30人というのはやっぱり大きいので、22人前後の集団であるといいなということは、残していつてもらえたらいいなと思ってはいます。

で、ガイドラインにどう載せるかっていうのが……。

【会長】　　今のご意見でいうと、先ほどの基本的条件の定員構成を検証すれば、それは守られるってことですよ。

【委員】　　そうですね。

【会長】　　配置基準というよりは。

【委員】　　はい。

【会長】　　その後のことは、このガイドラインのみ、1園のみについてはそうしようということになっていますので。ただ、待機児童問題で、さらに定員を増やす必要が出てきた場合、例えば40人いたとして、20人を2クラスにするということもできますのでね。

【委員】　　それはそうですね。

【会長】　　どこかに書いたらいいですかね。こういった資料をつけることは必要ですか。

【委員】　　対象園がまだ決まっていない状態なんですけど、例えば対象園が決定次第、対象園の、これと同じものを資料としてつけるというのは、後からだとなかなか難しいですか。

【委員】　　もっと強く出て……。ここで決めるんですから。

【委員】　　はい。できればこの資料はつけていただきたいなというふうに思います。が、対象園がわからないというのが。

【会長】　　5ページの6番のところですかね。市立保育園と同水準の職員配置ができることの欄外の脚注として、参考資料として、対象園の前年度の職員配置を事業者に示すみたいな。

【委員】　　運営上は、一番そのところが大きいんじゃないかなと思うんですね。例えば30人にして、そんなには無理だとしても、30人に一人で認められてるところを、24人に1人にしなさいとか、そういう基準になったときには、残りの6人のところとかそういうのが飛び出したとき、そこには1人つけなさいとか、そういう形になるわけですか。

【会長】　　それだと基準ですよ。

【委員】　　基準ができないっていうんじゃないですけど、基準ではそうなると。そうすると、その運営費の人件費としては、その分があれだけ、それよりもさらに上の基準をつけたとき、例えば市が補助してくれるとか、そういうのはないですよ。

【事務局】　　多分、お二人の委員で考え方が違うところがあると思うんですが、委員のおっしゃっ

ている公立保育園は、基本的に定員の数しか受け入れないというところなんですけども、私立保育園の場合ですと、定員の弾力化ということで、定員設定よりも多いお子様をお預かりすることがあるような話で、話がうまくかみ合わないのかなという話でして、私立園であれば、定員を弾力化することによって運営費としてお金をお支払いしているんですが、子供の人数に対して運営費をお支払いする形になりますので、弾力化したほうが実入りがいいといえますか、お金をいっぱいもらえることになるということで、例えば定員を24人に設定したとしても、弾力化して26人まで受け入れるとした場合、同じ人員体制であつても、26人いたほうが運営費は多くなることがあるので、例えば、定員、先ほど言っていた24対1を守らなければいけないとなると、じゃ26人に定員を弾力化したときには1人つけなきゃいけないとか、そういうことを委員はおっしゃられてるのかと思います。

【委員】 公立でも、全体として考えているところもありますので、全体で1人、2人増えたことに対して全然受けてないということではないんですけれども、確かに補助ということは、公立は全く関係ないので……。ですよね。増えたから運営費が増すとかいうことではないですね。だからといって受けてないということではないです。

【委員】 質問してもいいですか。すみません。その定員というのは、面積基準に応じて弾力化というか、子ども1人に当たる面積に対してですよね。

【委員】 もちろん、面積がある場合には、弾力化で受け入れられるっていう場合があります。

【委員】 いい意味で考えればそうですけど、悪い意味で考えると、詰め込みになってしまう可能性もあるということですか。

【委員】 いや、詰め込みじゃなくて、面積があれば受け入れられるっていう。

【委員】 面積がなきゃ、受け入れられない。

【委員】 ということは、公立保育園も今は……。

【委員】 面積がないっていうこともあります。

【委員】 っていうことは、民営化された園が増えることはないということですよ。

【委員】 面積でいけば、ですね。まあ、そうですね。

【委員】 建てかえとかを想定されると……。

【委員】 そうです。そうなってくると変わると思いますね。

【委員】 そういうのがわからない段階であれば、やっぱりこの資料は出していただいて、としか言いようがないんですけど。

【会長】 そういう意味では、面積も出したほうがいいですね。この定員ではこの面積で、園庭の広さも含めて、どの程度の規模でこの人数でやっていたのかというのが、保育の質に大変関係あると思いますので。

【委員】 ちゃんと資料3として、こういう数字がPDFになって出てますよね、資料が。すごいよかったです。ただ、ガイドラインに矢川保育園が入ると、矢川なのかみたいに思われて、また不安を起すので、修正提案なんですけど、5ページの(6)事業者の選定基準、⑥ですね。同水準の職員配置とありますけれど、ここにまた脚注を振って、これを指定する形で、第12回保育審議会の資料3番、平成28年11月1日、このような計算を別途すると。で、その扱いは三者協議に委ねると。そういう形に脚注を置いて、で、これはちゃんと市のウェブサイトに乗ってるというのがフェアと思うし、安心かなという気がしますね。おっしゃるとおりこの辺の数字が。

という修正提案なんですけど、すみません、いかがでしょうか。

【会長】 このまま載せるってことですね。

【委員】 いや、これはガイドラインに載せます。

【会長】 ううん、その資料として。今、議論が出たように、出席児童数でいいのかということがありますね。

【委員】 それは選定委員会で決める。

【会長】 あ、選定委員会。これは、このままのものとして……。

【委員】 これは配付資料ですので、これはこれでおしまい。ただし、ガイドラインに、この⑥を見たときに、同水準って何だっけという、こういうものがあつたでしょう、思い出してくださいと。で、計算に関してはまだ問題がありますし、これは専門家・現場の方の意見を伺って、選定委員会で出せばいいと思うんですけど、「これを参考に同様の計算をします」みたいに書いておくのがフェアかと。

いかがでしょうか。

【会長】 皆さん、いかがですか。これでよろしいですか。

【委員】 例えば、それと同じものを選定委員会のときに事業者に出してもらおうとかいうことは、できるんですかね。そうすると……。

【委員】 事業者は、出せるものではないんじゃないですか。対象が決まって、スケジュールがそこに間に合うんだったら、年間なり、3カ月なり、半年なりっていう、帳票を出して、それに準じたものに乗ってくださいねということをや業者に対して言うんでしょう。

【委員】 いや、公募前の自分の持っている保育園の実績として、前年度実績で15日分とか、30日分、どのような配置で運営していたかと。ただ、規模とかが違うので、同じように——例えば加配のお子さんの数も違うので計算が、それを見てうまくできるかわからないですけども、こういった資料もあるので、これと同じものを出してくださいといって、出していただけるのであれば、いろんな園がもしあつたとき、比較したりしやすいかなと。ガイドラインに書くことではないと思うんですけど、選定の際にはそういったものも入れていただけたらいいかなと思います。

【会長】 どこに、どのように表記する。

【委員】 それは、表記は、ちょっとできない。

【会長】 先ほど、委員から提案のあつたような脚注を入れるということで、具体的には選定委員会に委ねるということで、よろしいですか。

はい。残りが10分になってきましたけれども、どうしてもここは大事だということをご希望いたします。

【委員】 最後、コメントなんですけど、保護者の皆さんにちゃんと来ていただきたいというのも、皆さんにお伝えいただいて、この市の職員は、ほんとにいい意味で、私も知り合いとして感じたのは、前向きに子どものことをほんとに思ってやっているんで、実は9月17日の説明会ではやや突き上げるようなところもあつたりして、丁寧に説明してくれますけど、ここを突き上げてあまりしやうがなく、例えば、この民営化はどこから来てるかという、厚労省が要は民営化させたいので、補助金をどんとつけるわけですね。1,000万、2,000万単位で。だけど、国立市は子供たちを宝と思ってやっていると書いてあるわけです。で、人口が国立市民は7万5,000人、7万4,000人ぐらいですか。で、世帯数が3万5,000ぐらいいるわけです。で、1,000万、2,000万という数字は、いろんなイシュー、事柄があるので、これを優先するのかわかりませんが、1世帯で1,000円払えば3,000万来るわけですね。要するに、例えば固定資産税を上げるとか、そういった方策は市の政策としてあり得るんですけど、国立市はそういうことはせずに、子供たちを民営化して、1,000万、2,000万浮かすということをとってると。その大きい枠組みの、決定のところを突き上げていくのが筋だと思うので、現場の人をいじめてあまり出てこない気がするんで……。

ただ、できれば説明会にたくさん来ていただきたいと、皆さんにお伝えください。よろしくお願ひします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、今日ご審議いただいた内容については、副会長と私と事務局にお任せいただくということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

【委員】 先ほど、国立市の職員の配置についてのことで出したんですが、それに伴って、もうちょっと詳しく各クラスでどんな職員の配置で行っているかということ、園ごとに出しておりますので、それも参考資料として、欲しい方がいたら、差し上げたいと思いますので、どんなふうにしてることがわかりますので、4園でつくっていますので、1日の中でどんなふうに職員が動いているかということも、この人数を具体的にした形としてなっておりますので、それも参考にさせていただいて、子どもたちのよりよい保育が、人手や人数だけではないと思いますが、子どもたちの保育、幼少の記憶をつくることって思っていますが、その環境の中には周りの大人がいますので、その大人たちの待遇が悪くなってくると保育の質も悪くなっていくという、1つ心配がありますので、できるだけいい職員の待遇の中でいい保育ができたらいいなというふうに心から思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。参考になさってください。

【会長】 ほかにご意見ございますか。

【委員】 すみません、それを入れられないですか。ガイドラインに。私、自分の資料には書いていたんですけども、「子どもが保育園で豊かな生活を送ることができるよう保育士等の勤務条件、勤務環境に十分配慮すること」という一文を、職員配置か募集条件に、もし今の先生がおっしゃっていたようなことを入れていただければ、入れていただければと思います。

【委員】 提案ですけど、さっき私が提案した⑥ですけど、③ぐらいで、保育水準を満たし……、ごめんなさい、内容言いませんが、要するに、脚注で、公立保育園さんがつくった資料をちゃんと選定委員会の資料として使うという、明記するべきだと思いますけど、あの資料は大丈夫なんですね。こちらの課長さんの名前も入っているから。今、先生が提示したもの。

【事務局】 この資料をもとにもう少し精査して、正式なものをつくっていききたいという。

【委員】 それは別の最後のですね。

【委員】 それのことをおっしゃったのではなくて、勤務表のことですよ。

【委員】 まあ、これも含めてです。この中に保育の質もありますから。

【委員】 それは選定委員会の資料として、提示できそうですか。

【委員】 これについても、今まで何度か、国立市の保育の水準をとというふうなことで、ガイドラインをつくっていますといったことの、これが一つの素案としてできましたので、これは今後の、つくっていく上で参考にしてもらいたいものとなります。

【委員】 それを選定委員会の資料にするという、大丈夫ですか。

【委員】 参考資料になりますか。

【事務局】 いわゆる仕様書のようなものですね。そういう意味合いで、参考資料ということでご提示するのは……。

【委員】 私が言っているのは、選定委員会の資料ですね。

【会長】 委員さんが見るための。

【委員】 委員さんは、これをちゃんと見せましょうと約束したいということ。

【事務局】 問題ないと思います。今、先生方も保問研というのをつくっていただいて、今まで言葉というか、提唱してきたものが体系になったものが足らなかった。

【委員】 はい。

【事務局】 体系をつくってなかったの、ここで正式にこういうものを今後つくっていきましょうという中で、今、つくっていただいています。まだ素案なので、形に残すとすると、決裁行為として我々も残さなきゃいけないというふうに思っていますし、これをもとに、私立でもおそらくそういうものがある中、今後の国立の保育のあり方みたいなものを、先ほどのお話だと……。

【委員】 これが公立の保育園の、今までなかったというか、あったんですが、それはそれで、その上に立って、新たに一緒につくってきたものなんですが、これを今度は私立の保育園の先生たちの持っているものと一緒に照らし合わせてつくって行って、さらには幼稚園も入って、国立市の未就学児全ての幼児教育というふうなことで、幼児教育アドバイザーなどに入ってもらって、国立市の保育ということを考えていける一番下の素案にしてもらえたらいいなというふうには考えてつくっています。

【委員】ほんとに短い時間でざっと読んだところだと、私立もこれと同じようなことはしておりますので、いろいろな話し合いはスムーズに行くと思いますけれども、ほとんど変わらないと思います。

【事務局】 まだ素案の段階でして、先日、土曜日に公立四園保護者会との懇談会をしたときにも、防犯とか防災のことでまだまだご指摘いただいているので、これがどんどんレベルアップじゃないですけども、していくことが必要かなと。あとは、世田谷区さんあたりですと、ガイドラインをつくったときに、ガイドラインの振り返りみたいな、公私の先生方も入って、勉強会みたいにして、アドバイザーをやったりとかありますので、民営化を契機に公私がともに入って、一緒に高めていけるような、子どもたちの最善の利益という視点でどういうふうにやっていくかと、一緒に考える契機になればということで、いろんな方策を立てていければなというふうに思っています。

【委員】 すみません、最後にいいですか。

資料2で出していただいている、新規認可保育所の開設時の職員状況のところ、これを見る限り、6年以上の方、経験6年の方が半分ぐらいということなんですかね。3分の1だと、これを見る限りでは少ないのかなと思ったんですけど、このままでいいか……。数字がよくわからなくて。

【会長】 この資料は勉強会のときに、委員から意見があって、国立市で、今まで新しくできた2つの保育園の法人内異動と、新規採用と、その6年未満以上の割合はどうなのかというところですね。

【委員】 はい。

【会長】 この2つについては、経験6年以上の保育士が、6割弱と5割弱ということであったと。この設定基準は満たしているということですね。

【委員】 もしかして委員がおっしゃりたいのは、この数字とガイドラインに載せた数字の乖離といますか、半分そろえられるんだったら、3分の1という、低いかないということをおっしゃりたいのかなと思うんですが、でも、半分は行ってない、2分の1というとあれですね、40%なら両方満たしていますけど、3分の1ってどうなんですか。見ているのがこの2園だけなのでわからないですけど、それで、すごく緩すぎる基準をガイドラインに書いてしまっているのではないかという危惧ですね。

【会長】 でも、他市の水準なんか参考にしながら決めた数字だったと思いますので、たったこの2園だけの……。

【委員】 たまたま結果論かもしれないところで、以前の話し合いの中では、3分の1は結構厳しいよねという話が上がっていたと思うんですね。この数字だけぼんと見て、あ、なんだ、簡単なんだというのは、もしかしたらすごいハードルを上げてしまうことになるかもしれないので、それは前段

としての、我々の過去2回の委員会の話し合いが全く意味がなくなってしまうので、たまたまこの数字をぼんと2つ挙げただけで、ハードルを上げましょうというのは、今までの話の意味がないのかなと思いますけどね。気持ちはわかりますけど、でも、それじゃ何のための話し合いなのかと。数字だけ見て、クリアできているからいいのかというのは、ちょっと違う気がします。

【会長】 よろしいでしょうか。

はい、それでは、その他、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 本日も審議をありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、先ほど会長からお話ありましたが、いただいた意見については、会長、副会長と事務局で決めさせていただいて、最後、会長にご一任いただくということでお願いします。

今後ですけれども、本日ご意見いただいたものを修正したものを市長に答申いただくということになります。で、答申の日でございますけれども、現在予定していますのが、来週、11月10日、木曜日、午前9時からスケジュールとして予定しております。それで、答申式になりますけれども、会長、副会長には出ていただければと思っておりますが、そのほかの委員の皆様につきましては任意の参加とはさせていただきますが、ご都合のつく方はご参加いただければと思っております。で、お席を用意する関係から、来られる方については、事前に連絡をいただければと思っておりますので、後日で結構ですので、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールについて、予定は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆様、何かございますか。よろしいですか。

【事務局】 よろしいですか。最後にお礼を述べさせていただきお時間をいただいてよろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【事務局】

これで今日の審議の終了ということになりますが、平成27年12月から、市長から今回の諮問をさせていただきました。1年ぐらいの期間ということで、非常に長い期間ということで、会長、副会長はじめ、全委員さんにおかれましては本当にありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

今回、民営化という非常に大きなテーマでございました。民営化ということなんですけれども、私どもは、これは保育行政の課題だけではなくて、いわゆる子育て支援というか、そういった全体の課題だと思っております。そういう意味では、今後そういったことを含めて生かしていきたいと思っております。

今日これで審議を終えて、今度は答申をいただいて、3つの項目、その他を入れますと4つになりますけれども、それを私ども、行政としては最大限尊重いたしまして、今後保育行政に生かさせていただきたいと思っております。そして、この1年の間、さらにその前の年から保育料の関係で審議をいただきまして、本当にありがとうございます。これからもご支援いただきたいと思います。ありがとうございました。

【会長】 それでは、第12回の審議会を終わらせていただきます。いろいろとご協力いただいて、拙い司会進行で申しわけございませんでした。ほんとうにありがとうございました。

— 了 —